



計 量 の 対 象	計 量 の 結 果	単 位	計 量 の 方 法
	浸 透 水		
カドミウム	0.0003 未満	mg/L	JIS K 0102-3 14.3
全シアン	0.1 未満	mg/L	JIS K 0102-2 9.3.2 及び 9.5
有機リン化合物	0.1 未満	mg/L	JIS K 0102-4 7.2.1 及び 7.2.3
鉛	0.001 未満	mg/L	JIS K 0102-3 13.3
六価クロム	0.002 未満	mg/L	JIS K 0102-3 24.3.5
砒素	0.001 未満	mg/L	JIS K 0102-3 20.3
総水銀	0.00005 未満	mg/L	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2
アルキル水銀化合物	0.0005 未満	mg/L	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 3
ポリ塩化ビフェニル	0.0005 未満	mg/L	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 4
トリクロロエチレン	0.001 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
テトラクロロエチレン	0.001 未満	mg/L	同上
ジクロロメタン	0.001 未満	mg/L	同上
四塩化炭素	0.0002 未満	mg/L	同上
1,2-ジクロロエタン	0.0002 未満	mg/L	同上
1,1-ジクロロエチレン	0.001 未満	mg/L	同上
1,2-ジクロロエチレン	0.001 未満	mg/L	同上
1,1,1-トリクロロエタン	0.001 未満	mg/L	同上
1,1,2-トリクロロエタン	0.0002 未満	mg/L	同上
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 未満	mg/L	同上
チウラム	0.0006 未満	mg/L	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5
シマジン	0.0003 未満	mg/L	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 第 1
チオベンカルブ	0.0003 未満	mg/L	同上
ベンゼン	0.001 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
セレン	0.001 未満	mg/L	JIS K 0102-3 26.2
1,4-ジオキサン	0.005 未満	mg/L	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 7 第 3
クロロエチレン	0.0002 未満	mg/L	平成 9 年環境庁告示第 10 号付表第 2

## 備 考

- ・濃度が定量下限値未満となる場合、定量下限値の数値に未満と付加し表記しました。
- ・全シアン、アルキル水銀化合物及びポリ塩化ビフェニルは、定量下限値未満の場合を「検出されない」（環境大臣が定める方法において定量限界を下回ること）といい、地下水基準における「検出されないこと」に適合します。



計量の対象	計量の結果		単位	計量の手法
	地下水上流	地下水下流		
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	mg/L	JIS K 0102-3 14.3
全シアン	0.1 未満	0.1 未満	mg/L	JIS K 0102-2 9.3.2 及び 9.5
鉛	0.001 未満	0.001 未満	mg/L	JIS K 0102-3 13.3
六価クロム	0.002 未満	0.002 未満	mg/L	JIS K 0102-3 24.3.5
砒素	0.001 未満	0.001 未満	mg/L	JIS K 0102-3 20.3
総水銀	0.00005 未満	0.00005 未満	mg/L	昭和46年環境庁告示第59号付表2
アルキル水銀化合物	0.0005 未満	0.0005 未満	mg/L	昭和46年環境庁告示第59号付表3
ポリ塩化ビフェニル	0.0005 未満	0.0005 未満	mg/L	昭和46年環境庁告示第59号付表4
トリクロロエチレン	0.001 未満	0.001 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
テトラクロロエチレン	0.001 未満	0.001 未満	mg/L	同上
ジクロロメタン	0.001 未満	0.001 未満	mg/L	同上
四塩化炭素	0.0002 未満	0.0002 未満	mg/L	同上
1,2-ジクロロエタン	0.0002 未満	0.0002 未満	mg/L	同上
1,1-ジクロロエチレン	0.001 未満	0.001 未満	mg/L	同上
1,2-ジクロロエチレン	0.001 未満	0.001 未満	mg/L	同上
1,1,1-トリクロロエタン	0.001 未満	0.001 未満	mg/L	同上
1,1,2-トリクロロエタン	0.0002 未満	0.0002 未満	mg/L	同上
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 未満	0.0002 未満	mg/L	同上
チウラム	0.0006 未満	0.0006 未満	mg/L	昭和46年環境庁告示第59号付表5
シマジン	0.0003 未満	0.0003 未満	mg/L	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1
チオベンカルブ	0.0003 未満	0.0003 未満	mg/L	同上
ベンゼン	0.001 未満	0.001 未満	mg/L	JIS K 0125 5.2
セレン	0.001 未満	0.001 未満	mg/L	JIS K 0102-3 26.2
1,4-ジオキサソ	0.005 未満	0.005 未満	mg/L	昭和46年環境庁告示第59号付表7第3
クロロエチレン	0.0002 未満	0.0002 未満	mg/L	平成9年環境庁告示第10号付表第2
備 考				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・濃度が定量下限値未満となる場合、定量下限値の数値に未満と付加し表記しました。</li> <li>・全シアン、アルキル水銀化合物及びポリ塩化ビフェニルは、定量下限値未満の場合を「検出されない」（環境大臣が定める方法において定量限界を下回る事）といい、地下水基準における「検出されないこと」に適合します。</li> </ul>				